

府政防第437号
令和元年9月13日

災害救助法適用市町村
防災・危機管理等部局 御中
(避難行動要支援者名簿担当扱い)

内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(被災者行政担当)
(公印省略)

避難行動要支援者名簿を活用した安否確認等の適切な実施について(留意事項)

令和元年台風第15号の影響により広範囲にわたり停電が発生し、日常生活に支障を来している状況が続いているところであるが、高齢者や障害者等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(避難行動要支援者)が多数存在しているおそれがあります。

このような方々を速やかに把握し、適切な支援につなげるため、防災・危機管理等部局と福祉、保健、医療、障害、介護等部局とが緊密な連携の下、市町村が主体となり、地域住民はもとより、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者等と協力し、避難行動要支援者名簿を十分に活用の上、当該名簿掲載者の安否確認等を実施するようお願いします。

なお、この事務連絡は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(参考)

○避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/youengosya/h25/hinansien.html>

○避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集(平成29年4月)

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/jireisyuu.html>

【問合せ】

政策統括官(防災担当) 付参事官(被災者行政担当) 付
山下、石尾、近藤 TEL: 03-3501-5191(直)